

ここがこう変わる！ 平成30年度 税制改正大綱のポイント

——個人所得課税、金融証券税制、
相続税・贈与税ほか
主な改正項目の要点解説

[執筆・監修]
税理士法人 柴原事務所



来るべき新時代に向け 所得税改革の方向性を示す

ファイナンシャル・プランナー 岡本英夫

「平成30年度税制改正大綱」は、1月22日に開会した通常国会に「税制改正関連法案」として提出された。与党多数の国会情勢を考えると、年度内にそのまま成立する可能性が高い。個々の改正内容は本特集を讀んでいただくとして、平成の30年を振り返りつつ、改正のポイントを考えてみたい。

高所得者層が負担増となる 個人所得課税の見直し

個人所得課税

個人所得課税の見直しは「給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げる」ことで行われる。

平成初期と今回の大綱にある見直し後の給与所得控除を比較した

▶見直し後（2020年）の給与所得控除額

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40% -10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30% + 8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20% +44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円

給与所得控除の比較

▶平成元年～6年の給与所得控除額

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	65万円
162.5万円超 165万円以下	収入金額×40%
165万円超 330万円以下	収入金額×30%+ 16.5万円
330万円超 600万円以下	収入金額×20%+ 49.5万円
600万円超 1,000万円以下	収入金額×10%+109.5万円
1,000万円超	収入金額× 5 %+159.5万円

に195・5万円の上限を設けることにした。これにより、給与所得控除額と同様、上限額の引下げが可能になる。

公的年金収入は昭和62年までは給与所得とされ、老年者年金特別控除（78万円）後に給与所得控除額を適用して所得金額を求めている。それが昭和63年から雑所得となり、新設された公的年金等控除額を適用して雑所得金額を求めることにし、平成の時代を迎えたのである。公的年金等控除は、平成2年と平成17年に改正されたが、年金課税の強化という点では、65歳以上に適用されていた老年者控除50万円が平成17年に廃止されたことがポイントであった。

5年目を迎えた NISAに対応

金融証券税制

平成26年の導入時、NISAの非課税投資額は100万円、非課税運用期間は5年間であった。

この5年間とはNISA口座で投資を開始した年から5年目の12月末までをいう。というわけで本年末でその5年間が終了することになる。このため、平成26年に開設したNISA口座内に上場株式等を保有していれば、今年中に非課税扱いで売却するか、売却せずに課税口座（特定口座、一般口座）に移管するか、来年の非課税枠を利用してNISA口座内で保有し続けるかを決めなければならない。これに対応したのが、昨年と今年の改正である。今年の改正では、NISA口座保有金融機関に特定口座を保有していれば、特段の手続きがなくても、非課税期間が終了した上場株式等は特定口座に移管される。

今回の税制改正大綱は、今後の所得税改革の方向性も示している。給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へのさらなる振替を検討するとしている。特定の企業や組織に属さないフリーランスや請負で働く人たちに配慮するのと、だが、それでも高所得者にとっては負担増となる方向である。平成の終わりは1年後に迫っている。来るべき新時代の税制はどうなるのか興味深い。

相続税・贈与税

今年も小規模宅地等の特例や一般社団法人に財産を移転した場合の相続税・贈与税の改正が行われた。平成元年の「法定相続人数に算入する養子の数の制限」、平成4年の「路線価の公示価格の80%水準への見直し」など、ことあるごとに行き過ぎた租税回避行為に対する規制が行われてきた。資産家層と税務当局のイタチごっこは、尽きることがないのである。